

「梅雨入り宣言！」今だからできること！

今月のメニュー

1. 梅雨入り宣言！
2. サービスの差
3. 速報！税制改正
4. 事業内容
5. 編集後記

いよいよ梅雨入りしました！ 私たちパン屋さんやショップ経営の方々にとって、辛い季節です。秋までずっと我慢…いえいえ「そんな時だからこそできること」を考えてみませんか。キーワードは、「現在・過去・未来」。お客さまが選ぶお店が見えてくるかも…！

1. 現在…今まさに目の前にいるお客さまにできること。それは感謝の気持ちを表すこと。雨の日にまだ来られていないお客さまのことを嘆くよりも、雨の日にわざわざ来ていただいたお客さまに対し、例えば、濡れた服やカバンをふくためのタオルを用意しておくなど感謝の気持ちを具体的に表してみてもいいでしょうか。



2. 過去…私は日々の取引を日報と言う形で残すことをお勧めしています。そしてその日報には、売上や来客数などの数値以外に、コメントを入れるようなフォーマットになっています。ちょっと時間がある時に、前年同日のコメントを見てみましょう。「両手がふさがっていたお客さまに荷物を置く場所をすすめたら、大変喜ばれた」なんて、嬉しいコメントが見つかるかも。そして今年のスタッフもそうしてくれているのか…？確認してみましょう。

3. 未来…お客さまに未来にわたりずっとお約束できること、それは品質を守ることではないでしょうか。そのために場合によっては販売価格を変えざるを得ないこともありますよね。特に今回のように円安や原材料の高騰が進んだりすれば尚更です。つまり大切なことは「品質を守る」こと。もう一度製造作業工程を見直し、品質とコスト計算に自信を持ったうえで、「品質を守る価格改定」のメッセージを伝えるべきでしょうね。この値上対策に関しては、グローアップさん発行の「Bakery Partner6月号」にも掲載させて頂きましたので是非ご覧ください。 河原 治



土曜日の朝、難波駅で私は、予定まで時間があつたので、「そうだ、あのお店に行ってみよう」と思い、近くのスターバックスに行きました。お店に着き、「カフェラテをマグカップでお願いします。」と頼むと、しばらくして可愛いスマイル模様のラテアート付き(写真左)のカフェラテができました。「可愛いですね」と言うと、店員さんは嬉しそうに「ありがとうございます」と答えてくれました。まだ残っていた朝の眠気もすっきりして、心地よい時間を過ごすことができました。実は以前にも、同じ時間帯に、ここのスターバックスに来たことがありました。普通にカフェラテを頼むと「マグカップにされますか？」と聞かれ、出てきたマグカップを覗きこんでみると、可愛らしいくま模様のラテアート(写真右)があつたんです。その時には、「へ～こんなことしてくれるんだ」と、スターバックスとしてこういうサービスをしているのかなと思いました。しかし、別店舗で頼んでみると、同じことをしてもらえないわけではありませんでした。全店でカフェアートをしているわけではないみたいです。私の当初の目的はカフェラテを飲みながら本を読んだり勉強したりすることでした。なので、店舗はどこでもよかったのです。しかしこうやって特別感のあるサービスをもらうことで、私はこの店舗を思い出しましたし、次の土曜日にも難波のスターバックスに行ってみようかなと思うようになりました。これは他のショップでも同じことがあるのではないのでしょうか。同じモノを提供されるなら、サービスの差で、お客さまに選ばれるかどうかが変わってくるのかもしれないですね。(喜多 泰友)



速報！税制改正！

平成 25 年度の税制改正にて、「**商業・サービス業・農林水産業活性化税制**」が創設されました。この制度は、青色申告書を提出する中小企業者等（個人事業者を含む）で、**認定経営革新等支援機関**などから経営改善に関する指導及び助言を受けたものが、その指導及び助言を受けて、建物付属設備（1 台 60 万円以上）または器具・備品（1 台 30 万円以上）を取得した場合に、**取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除**が認められます（税額控除は資本金が 3,000 万円以下の中小企業者等のみ）。適用期間は、平成 25 年 4 月 1 から平成 27 年 3 月 31 日までの 2 年間とされています。

例えば、買い替え時期が近づき、税金対策の意味も含め 100 万円の新しいミキサーの購入を検討している場合、認定経営革新等支援機関のアドバイスを受けたうえで購入をすると、7 万円の税額控除を受けることができます（税額控除を選択した場合）。※税額控除は上限があります。

この「認定経営革新等支援機関」というのは、税理士や金融機関などで、税務・金融及び企業財務に関する専門知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上として、中小企業庁から認定を受けた個人、法人を指します。**もちろん河原治税理士事務所も認定経営革新等支援機関の認定を受けております**。期間限定の節税対策を積極的に有効活用しましょう！詳しい内容は是非お問い合わせください！

◆商業・サービス業・農林水産業活性化税制◆

適用対象者	指定事業を営み青色申告書を提出している中小企業等、個人事業者
指定事業	卸売業、小売業、サービス業、農林水産業
適用要件	商工会議所、 認定経営革新等支援機関等 による経営改善に係る指導及び助言を受けて行う店舗改修等であること
対象設備	・器具備品（1 台の取得価額が 30 万円以上） ・建物付属設備（1 つの取得価額が 60 万円以上）
特別償却額	対象設備の取得価額 × 30%
税額控除額 （控除限度額）	対象設備の取得価額 × 7%（法人税額の 20%） ：資本金 3,000 円以下の中小企業者等、個人事業者に限定
適用時期	平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に店舗改修等を行った場合

河原治税理士事務所も
認定を受けています！

事業内容 ホームページは <http://www.bakery-no1.com>

1. 身近なパートナーとしての税務顧問
2. 「現金管理」や「目標管理」を中心としたショップ経営のサポート
3. 「儲かるお店をつくる5ステップ」など繁盛店セミナー・講演・勉強会
4. 会計業務全般請負（業務改善～入力代行）

〒541-0048 大阪府中央区瓦町3-2-15 本町河野ビル3階

TEL:06-6205-8211 FAX:06-6205-8212 e-mail:info@bakery-no1.com



編集後記 大阪マラソン 2013 に参加されるランナーの皆さん！頑張ってください！！落選した私が沿道より応援しております（涙）。私は 20歳の頃に比べ体重が15キロほど増加したこともあり、梅雨や冬の寒い時期を除いて（これがダメなんですよ。）週に2~3回5キロほどの距離をダイエット目的で走っています。一昨年の秋にハーフマラソンに挑戦し、あと一步でゴール直前の制限時間をクリアできなかった悔しさをバネに、昨年・今年と大阪マラソンに申し込みました。しかし先日、「残念ですがご意向に沿えませんでした。」と今年も落選の通知が…（号泣）。昨年は息子が産まれたこともあり、他の大会には申込みをしていなかったのですが、今年は11月3日（祝）大阪・淀川市民マラソンにエントリーしたいと思います！もちろんフルマラソンです！気持ちを切り替えて淀川の河川敷を駆け抜けます！（池田 晃幸）



一昨年、405番は完走できませんでした（悲）。